令 定 例

和 6 年 6 月

7

日

た特定有害物質によって汚染されており、

しなければならない区域の一部について次のとおり指定を解除する。

千葉県告示第五十五号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定し

土地の形質の変更をしようとするときの届出を

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、

令和五年

要 目 次

土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 示

第13945号

主

 \bigcirc

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除

土砂災害警戒区域の指定 (四件)

土砂災害特別警戒区域の指定

0

特定調達公告

告

千葉県告示第三百三十二号

示

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申

請

落札者等の公告

0

指定講習機関の変更の届出

公安委員会告示

(四件)

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅

に適合していない特定有害物質の種類

二 土壤汚染対策法施行規則

ŋ

指定を解除する区域

八千代市大和田新田字津金向六八六番三の一部

千葉県知

熊

谷

(別図のとお

(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

令和六年六月七日

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種

類

鉛及びその化合物

兀

当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

 \equiv

(「別図」は、省略し、 千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。 土壌汚染の除去

千葉県告示第三百三十四号

により、次の加入区については令和二年六月六日に発生した指定漁船を普通損害保険に付 すべき義務が令和六年六月五日付けで消滅した。 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定

令和六年六月七日

千葉県知事

熊

谷

俊

人

橋加入区

葉県告示第五十四号(土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定)で指定した特定有害物

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和五年千

の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次

| 質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染| **千葉県告示第三百三十五号** 五十七号)第七条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。 (平成十二年法律第

千葉県知事 熊 谷 俊

成田市押畑の区域のうち、 指定の区 次の 図 面 急傾斜地の崩壊 自然現象の種類 土砂災害の発生原因となる

区域の名称 \bigcirc 成田市押畑の区域のうち、 成田市押畑の区域のうち、 に示す区域 示す区域 区域 次の 次 の図 図 面 面 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊

千葉県告示第三百三十三号

令和6年6月7日

「別図」は、

省略し、

千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。

押畑

(金曜日

指定を解除する区域

八千代市大和田新田字津金向六八六番三の一部

千葉県知事

谷

人

令和六年六月七日

(別図のとお

ŋ

のとおり指定を解除する。

令和六年六月七日

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)

に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

第三十一条第一項の基準

押畑八

押畑九

当該区域において講じられた実施措置 土壌汚染の除去

下金山四	成田市下金山の区域のうち、次の図 急値	急傾斜地の崩壊		に示す区域	
	に示す区域		植野一一	市植	急傾斜地の
下金山五	成田市下金山の区域のうち、次の図 急傾斜	地の崩壊		示す区域	
	に示す区域		植野一二	勝浦市植野の区域のうち、次の図面	急傾斜地の
和田三	成田市和田の区域のうち、次の図面 急傾斜	地の崩壊		示す区域	
	示す区域		植野一三	勝浦市植野の区域のうち、次の図面	急傾斜地の
和田四	成田市和田の区域のうち、次の図面 急傾斜	地の崩壊		す区域	
	示す区域		植野一四	勝浦市植野及び上植野の区域のう	急傾斜地の
和田五	成田市和田の区域のうち、次の図面 急傾	急傾斜地の崩壊		ち、次の図面に示す区域	
	に示す区域		荒川六	勝浦市荒川の区域のうち、次の図面	急傾斜地の
和田六	成田市和田の区域のうち、次の図面 急傾斜	地の崩壊		す区域	
	域		上植野四二	勝浦市上植野の区域のうち、次の図	急傾斜地の
和田七	成田市和田の区域のうち、次の図面 急傾斜	地の崩壊			
	に示す区域		上植野四三	勝浦市上植野の区域のうち、次の図	急傾斜地の
(「次の図面」	は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及	及び成田土木事務所に備え置		面に示す区域	
いて縦覧に供する。	°)		上植野四四		急傾斜地の
			i F	1室がいて成り ついこう	7
土砂災害警戒区域等にお	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律事場告示第三百三十プ号	ゥる法律(平成十二年法律第	上植野匹王	面に示す区域 の 図域の うち めの 図	急傾斜地の
五十七号) 第七条	十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。		上植野四六	勝浦市上植野及び名木の区域のう	急傾斜地の
令和六年六月七日				の図面に示す区域	
	千葉県知事	熊 谷 俊 人	中島九	勝浦市中島の区域のうち、次の図面	急傾斜地の
) Z	0 三 或	土砂災害の発生原因となる		に示す区域	
□ 切 の 名 和	垣	自然現象の種類	中島一〇	勝浦市中島の区域のうち、次の図面	急傾斜地の
興津一八	勝浦市興津及び上植野の区域のう 急傾斜	斜地の崩壊		に示す区域	
	ち、次の図面に示す区域		赤羽根九	勝浦市赤羽根の区域のうち、次の図	急傾斜地の
興津一九	勝浦市興津及び植野の区域のうち、 急傾斜	斜地の崩壊		面に示す区域	
	次の図面に示す区域		上野一	勝浦市上野及び上植野の区域のう	急傾斜地の
興津二〇	勝浦市興津の区域のうち、次の図面 急傾斜	斜地の崩壊		ち、次の図面に示す区域	
	に示す区域		下布施五九	いすみ市下布施の区域のうち、次の	急傾斜地の
中里五	勝浦市中里の区域のうち、次の図面 急傾斜	S斜地の崩壊		面に示す区域	
	示す区域		佐室一九	いすみ市佐室の区域のうち、次の図	急傾斜地の
植野九	勝浦市植野及び興津の区域のうち、 急傾斜	は斜地の崩壊		面に示す区域	
			佐室二〇	いすみ市佐室の区域のうち、次の図	急傾斜地の
	の図面に示す区域			_	

11.							Г
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市長志の区域のうち、	長志二三				<u>令和</u>
		面に示す区域		すみ市新田の区域のうち、次の図 急傾斜地の崩壊	いすみ	新田五五	16:
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市大原の区域のうち、	大原一二〇	9区域	面に示す区域		年 6
		面に示す区域		中小沢の区域のうち、次の図 急傾斜地の崩壊	いすみ市	小沢六〇	5月
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市大原の区域のうち、	大原一一九	,区域	面に示す区域		7 ⊨
		面に示す区域		中小沢の区域のうち、次の図 急傾斜地の崩壊	いすみ市	小沢五九	(
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市大原の区域のうち、	大原一一八	,区域	面に示す区域		金曜
		面に示す区域		中小沢の区域のうち、次の図 急傾斜地の崩壊	いすみ市	小沢五八	目)
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市大原の区域のうち、	大原一一七	,区域	面に示す区域)
		面に示す区域		甲小沢の区域のうち、次の図 急傾斜地の崩壊	いすみ市	小沢五七	
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市大原の区域のうち、	大原一一六	小す区域	図面に示		
		面に示す区域		み市釈迦谷の区域のうち、次の 急傾斜地の崩壊	いすみ	釈迦谷三九	
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市大原の区域のうち、	大原一一五	に示す区域	図面に		£_
		面に示す区域		市釈迦谷の区域のうち、次の 急傾斜地の崩壊	いすみ	釈迦谷三八	
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市大原の区域のうち、	大原一一四	に示す区域	図面に		
		面に示す区域		市釈迦谷の区域のうち、次の 急傾斜地の崩壊	いすみ	釈迦谷三七	葉
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市大原の区域のうち、	大原一一三	図面に示す区域	図面に		
		面に示す区域		市釈迦谷の区域のうち、次の 急傾斜地の崩壊	いすみ	釈迦谷三六	
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市新田の区域のうち、	新田六四	次の図面に示す区域	うち、		
		面に示す区域		市釈迦谷及び下布施の区域の 急傾斜地の崩壊	いすみ	釈迦谷三五	県
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市新田の区域のうち、	新田六三	図面に示す区域	図面に		
		面に示す区域		市釈迦谷の区域のうち、次の 急傾斜地の崩壊	いすみ	釈迦谷三四	
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市新田の区域のうち、	新田六二	面に示す区域	図面に		幸
		面に示す区域		市釈迦谷の区域のうち、次の 急傾斜地の崩壊	いすみ	釈迦谷三三	₹
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市新田の区域のうち、	新田六一	の図面に示す区域	ち、次		
		面に示す区域		中釈迦谷及び小沢の区域のう 急傾斜地の崩壊	いすみ市	釈迦谷三二	
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市新田の区域のうち、	新田六〇		区域		į
		面に示す区域		区域のうち、次の図面に示す	会地の		第 1
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市新田の区域のうち、	新田五九	中釈迦谷及び新田若山深堀入 急傾斜地の崩壊	いすみ市	釈迦谷三一	3 9
		面に示す区域		図面に示す区域	図面に		9 4
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市新田の区域のうち、	新田五八	中釈迦谷の区域のうち、次の 急傾斜地の崩壊	いすみ市	釈迦谷三〇	5 =
		面に示す区域		図面に示す区域	図面に		<u> </u>
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市新田の区域のうち、	新田五七	市釈迦谷の区域のうち、次の 急傾斜地の崩壊	いすみ	釈迦谷二九	
		面に示す区域			図面に		
急傾斜地の崩壊	次の図	いすみ市新田の区域のうち、	新田五六	み市釈迦谷の区域のうち、次の 急傾斜地の崩壊	いすみ	釈迦谷二八	

				1		4		-				f			葉			1	県			幸	₹					□ 6 ·		5月		((目)
	大多喜一○		大多喜九		大多喜八		大多喜七		大多喜六		西部田六		西部田五		西部田四		沢部一四		沢部一三		沢部一二		山田六七		長志二八		長志二七		長志二六		長志二五		長志二四	
ち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町大多喜の区域のう	ち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町大多喜の区域のう	ち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町大多喜の区域のう	ち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町大多喜の区域のう	ち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町大多喜の区域のう	ち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町西部田の区域のう	域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町西部田及び猿稲の区	域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町西部田及び上原の区	ち、次の図面に示す区域	いすみ市沢部及び佐室の区域のう	面に示す区域	いすみ市沢部の区域のうち、次の図	面に示す区域	いすみ市沢部の区域のうち、次の図	面に示す区域	[の区域のうち、次の図	面に示す区域	いすみ市長志の区域のうち、次の図	ち、次の図面に示す区域	いすみ市長志及び沢部の区域のう	面に示す区域	いすみ市長志の区域のうち、次の図	面に示す区域	いすみ市長志の区域のうち、次の図	面に示す区域	いすみ市長志の区域のうち、次の図	面に示す区域
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
久保一五		柳原一		桜台二		桜台一		新丁三		上原一三		上原一二		上原一一		上原一〇		上原九		上原八		上原七		上原六		上原五		小谷松三		小谷松二		大多喜一二		大多喜一一
保一	のうち、次の図面に示す区域	原	次の図面に示す区域		次の図面に示す区域	台	次の図面に示す区域	新丁三 夷隅郡大多喜町新丁の区域のうち、	域のうち、次の図面に示す区域	原一	のうち、次の図面に示す区域	原一	次の図面に示す区域	原一	次の図面に示す区域	原一	のうち、次の図面に示す区域	上原九 夷隅郡大多喜町上原及び新丁の区域	次の図面に示す区域	上原八 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、	次の図面に示す区域	上原七 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、	次の図面に示す区域	上原六 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、	次の図面に示す区域	上原五 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、	ち、次の図面に示す区域	小谷松三 夷隅郡大多喜町小谷松の区域のう	ち、次の図面に示す区域	谷	ち、次の図面に示す区域	_	域のうち、次の図面に示す区域	_

令和	6 年	年 6)	月 7	7 目	(金	2曜	目)				_=	£			<u>葉</u>				県			幸	<u>B</u>			ĵ	<u>第 1</u>	3 9	9 4	5 두	<u> </u>			
j	六軒町五	₹ E	岩和田四七	利 日 日	岩和田四六		岩和田四五		岩和田四四		岩和田四三		岩和田四二		岩和田四一		浜一五		浜一四		御宿台三〇		御宿台二九		御宿台二八		御宿台二七		御宿台二六		久保一七		久保一六	
の図面に示す区域	郡御宿	の図面に示す区域の図面に示す区域	馮郡卸宿町	図面に示す区域	禺 郡 卸 富 tr	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、	図面に示す区域	夷隅郡御宿町浜の区域のうち、次の	うち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町浜及び御宿台の区域の	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、	うち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町御宿台及び浜の区域の	のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町御宿台及び須賀の区域	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、	の図面に示す区域	夷隅郡御宿町久保の区域のうち、次	のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町久保及び御宿台の区域	うち、次の図面に示す区域
1 5	急傾斜地の崩壊	上 (月	急頃斜地の崩壊	作金が	急頃科地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
	蔵持五	- 1 1	長柄山一	区域の名称		二 指定の解除に係る区域	置いて縦覧に供する。	(「次の図面」		蔵持五		長柄山一	② 均 0 4 利	文成り名称	一指定に係る区域		令和六年六月七日	害警戒区域のうち、	定)及び令和二年	なお、同項の規	五十七号)第七条第	土砂災害警戒区	千葉県告示第三百三十七号		いて縦覧に供する。	(「次の図面」		六軒町九		六軒町八		六軒町七		一六軒町六
図面に示す区域	長生郡長南町蔵持の区域のうち、次	面に示す区域	長生郡長柄町長柄山の区域のうち、	指定の区域		係る区域	する。)	は、省略し、千葉県県土整備部河	うち、次の図面に示す区域	長生郡長南町蔵持及び千田の区域の	次の図面に示す区域	長生郡長柄町長柄山の区域のうち、	打	旨主の区域	域	千葉月	七目	、次の区域の指定を解除する。	年千葉県告示第二百十一号(土砂災害警	規定により平成二十二年千葉県告示第百五十四号	一項の規定により、次のとお	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	三十七号		°)	は、省略し、千葉県県土整備部河川環境	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、	次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、	域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町六軒町及び岩和田の区	図面に示す区域	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、
	急傾斜地の崩壊	(急傾斜地の崩壊		土砂災害の発生原因となる			川環境課及び長生土木事務所に備え		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる		千葉県知事 熊 谷 俊 人			(土砂災害警戒区域の指定) で指定した土砂災	五十四号(土砂災害警戒区域の指	り土砂災害警戒区域を指定する。	に関する法律(平成十二年法律第				千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊

長南二八

長生郡長南町長南の区域のうち、

次

急

図面に示す区域

の図面に示す区域

長生郡長南町長南の区域のうち、

次

急

長南一

二六

長生郡長南町長南の区域のうち、

次

急煙

図面に示す区域

南

七

令和6年6月7日 (金曜日) 置いて縦覧に供する。) (「次の図面」は、

省略し、

千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え

千葉県告示第三百三十八号

五十七号)第七条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第 次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年六月七日

長南一 区域の名称 五五. 長生郡長南町長南の区域のうち、 図面に示す区域 指定の区域 千葉県知恵 次 急煙 自 土

警戒区域を指定する。				土砂災害の発生	防止するために行
	区域	の名称	指定の区域	原因となる自然	う建築物の構造の
事 熊 谷 俊 人				現象の種類	規制に必要な衝撃
砂災害の発生原因となる					関する事項
然現象の種類	押畑	八	成田市押畑の区域のうち、	急頃斜地の崩壊	の 図 面 の
傾斜地の崩壊	,	,	の図面に示す区域	1 2 3	[]
I.	押畑九	兀	成田市押畑の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとなり
傾斜地の崩壊			次の図面に示す区域		
1	押畑	0	成田市押畑の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
(個余地の) 原壊			次の図面に示す区域		
斗也 つ 貞	下金	山四	成田市下金山の区域のう	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
何余 北 ① 퇴 塌			ち、次の図面に示す区域		
料也り崩	下金山	五	成田市下金山の区域のう	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
信余 均 ⊘ 肩 塌			ち、次の図面に示す区域		
須斜地の崩喪 ニューニー	和田三	<u> </u>	成田市和田の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
第 廿 (次の図面に示す区域		
傾斜地の崩壊	和田田	四	成田市和田の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
<u> </u>			次の図面に示す区域		
傾斜地の崩壊	和田田	五.	成田市和田の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
; :			次の図面に示す区域		
傾斜地の崩壊	和田	六	成田市和田の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
			次の図面に示す区域		
傾斜地の崩壊	和田	七	成田市和田の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
			次の図面に示す区域		

いて縦覧に供する。) 「次の図面」は、 省略し、 千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置

千葉県告示第三百三十九号

いて縦覧に供する。)

「次の図面」は、

省略し、

千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え置

うち、

次の図面に示す区域

長南三四

長生郡長南町長南の区域のうち、

次

急

図面に示す区域

図面に示す区域

長南三五

長生郡長南町長南及び坂本の区域の

急傾斜地

の崩壊

長南三三

長生郡長南町長南の区域のうち、

次

急煙

長南三二

長生郡長南町長南及び坂本の

区 域

 \mathcal{O}

急

うち、

次の図面に示す区域

長南三一

長生郡長南町長南の区域のうち、

次

急

図面に示す区域

長南三〇

長生郡長南町長南の区域のうち、

次

急

 \mathcal{O}

図面に示す区域

長南二九

長生郡長南町長南の区域のうち、

次

急

図面に示す区域

千葉県告示第三百四十号

五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第

(平成十二年法律

五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

千葉県知

事

熊

谷

俊

人

土砂災害の発生を

令和六年六月七日

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

令和 6	年 6 月	7 日	(金	曜日)				Ŧ_			葉				<u>県</u>			軵	Ž			ĵ	<u>第 1</u>	3 9	9 4	<u>5 두</u>	<u>1</u> 7		
上植野四四	上植野匹三	[直野		植野一四		植野一三		植野一一		植野一〇			植野九		中里五		興津二〇			興津一九			興津一八			区域の名称			
ち、次の図面に示す区域勝浦市上植野の区域のう	ち、次の図面に示す区域勝浦市上植野の区域のう	の図面に示す区域の図面に示す区域の	上直野の玄或の		マショゴ 野及び上植	面に示す区域	勝浦市植野の区域のうち、	次の図面に示す区域	勝浦市植野の区域のうち、	次の図面に示す区域	勝浦市植野の区域のうち、	域	のうち、次の図面に示す区	勝浦市植野及び興津の区域	次の図面に示す区域	勝浦市中里の区域のうち、	次の図面に示す区域	勝浦市興津の区域のうち、	域	のうち、次の図面に示す区	勝浦市興津及び植野の区域	区域	域のうち、次の図面に示す	勝浦市興津及び上植野の区			指定の区域			
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	条 は の	料也り崩り		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		現象の種類	原因となる自然	土砂災害の発生		千葉県知事
次の図面のとおり	次の図面のとおり	の	の図面のよる		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり	に関する事項	規制に必要な衝撃	う建築物の構造の	防止するために行	土砂災害の発生を	熊谷俊人
釈迦谷三五	釈迦谷三四	我 到 之 名 三 三	尺型名三三		釈迦谷三二			釈迦谷三一		釈迦谷三〇		釈迦谷二九		釈迦谷二八		佐室二〇		佐室一九		下布施五九		赤羽根九		中島一〇		中島九			上植野四六	上和 里 四 丑
の区域のうち、次の図面にいすみ市釈迦谷及び下布施	ち、次の図面に示す区域いすみ市釈迦谷の区域のう	、次の図面に示す区域である中釈迦名の区域の		する。 区域のうち、次の区面に示	业	ち、次の図面に示す区域	山深堀入会地の区域のう	いすみ市釈迦谷及び新田若	ち、次の図面に示す区域	いすみ市釈迦谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市釈迦谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市釈迦谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のう	ち、次の図面に示す区域	勝浦市赤羽根の区域のう	次の図面に示す区域	勝浦市中島の区域のうち、	面に示す区域	勝浦市中島の区域のうち、			1H)	ち、次の図面に示す区域 防浦計 上 和里の 区域の 5
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	. 地	急負斗也つ消疫		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	急何余地の前場
次	次	: B	χ O		次の図面			次の図面		次の図面		次の図面		次の図面		次の図面		次の図面		次の図面		次の図面		次の図面		次の図面			次の図面	 め の 国 正

		第	<u> 1</u>	<u>3 9</u>	4	5 号	<u> </u>			-	£			葉				県			幸	₹				令利	I 6 :	年 6	月	7 目	(金曜	目)
新田六三	所 日 マ こ	新田六二		新田六一		新田六〇		新田五九		新田五八		新田五七		新田五六		新田五五		小沢六〇		小沢五九		小沢五八		小沢五七		釈迦谷三九		釈迦谷三八		釈迦谷三七		釈迦谷三六	
ち、次の図面に示す区域いすみ市新田の区域のう	、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市釈迦谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市釈迦谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市釈迦谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市釈迦谷の区域のう	示す区域
急傾斜地の崩壊	也	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり	
沢部	5 B	山田六七		長志二八			長志二七		長志二六		長志二五		長志二四		長志二三		大原一二〇		大原一一九		大原一一八		大原一一七		大原一一六		大原一一五		大原一一四		大原一一三		新田六四
ち、次の図面に示す区域いすみ市沢部の区域の	、次の図面に示す区!	いすみ市山田の区域の	ち、次の図面に示す区域	9み市長志の区域の	区域	域のうち、次の図面に示す	いすみ市長志及び沢部の区	ち、次の図面に示す区域	いすみ市長志の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市長志の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市長志の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市長志の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のう	ち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のう								
域のう	-	う		う		9							-		<i>Þ</i> .		急		刍		急		急		刍		刍		4		4		急
		う急傾斜地の崩壊		つ 急傾斜地の崩壊		9	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊

			į	<u>第 1</u>	3 9	9 4	5 5	<u>1</u>			:	Ŧ_			葉	Ē			県			‡	艮				令利	□ 6	年 6	5月	7 日	(/	金曜	目)
	浜一五			浜一四			御宿台二九			御宿台二八			御宿台二七			御宿台二六		久保一七			久保一六			久保一五			柳原一			桜台二			桜台一	
ち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町浜の区域のう	示す区域	域	隅郡御宿町浜及び御宿		のうち、次の図面に示す区	御宿町御宿台の区	示す区域	の区域のうち、次の図面に	隅郡御宿町御宿台及び	に示す区域	賀の区域のうち、次の図面	夷隅郡御宿町御宿台及び須	域	のうち、次の図面に示す区	夷隅郡御宿町御宿台の区域	うち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町久保の区域の	に示す区域	台の区域のうち、次の図面	夷隅郡御宿町久保及び御宿	示す区域	の区域のうち、次の図面に	夷隅郡御宿町久保及び須賀	に示す区域	原の区域のうち、次の図面	夷隅郡大多喜町柳原及び上	域	のうち、次の図面に示す区	夷隅郡大多喜町桜台の区域	域	のうち、次の図面に示す区	夷隅郡大多喜町桜台の区域	域
	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊																
	次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり																
いて								1																										
て縦覧に供する。	(「次の図面」			六軒町九			六軒町八			六軒町七			六軒町六			六軒町五			岩和田四七			岩和田四五			岩和田四四			岩和田四三			岩和田四二			岩和田四一
9°)	は、省略し、千葉県県土整備部河	域	のうち、次の図面に示す区	夷隅郡御宿町六軒町の区域	域	のうち、次の図面に示す区	夷隅郡御宿町六軒町の区域	面に示す区域	和田の区域のうち、次の図	夷隅郡御宿町六軒町及び岩		のうち、次の図面に示す区	夷隅郡御宿町六軒町の区域	域	のうち、次の図面に示す区	夷隅郡御宿町六軒町の区域	域	のうち、次の図面に示す区	夷隅郡御宿町岩和田の区域															
	川環境課及び			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊
	夷隅土木事務所に備え置			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり

域

のうち、

次の図面に示す区

長生郡長柄町長柄山の区域

急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

現象の種類 原因となる自然

規制に必要な衝撃 う建築物の構造の

に関する事項

土砂災害の発生

防止するために行

土砂災害の発生を

長柄山

区域の名称

指定の区域

蔵持五

長生郡長南町蔵持の区域の

急傾斜地の崩壊

次の図面のとお

千葉県告示第三百四十一号

五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 なお、同項の規定により平成二十二年千葉県告示第百五十七号(土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第

の指定)及び令和二年千葉県告示第二百二十二号(土砂災害特別警戒区域の指定)で指定 した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和六年六月七日

指定に係る区域

熊 谷

人

千葉県知事 俊

蔵持五 長柄 区域の名称 Щ 長生郡長南町蔵持及び千田 域 のうち、 長生郡長柄町長柄山の区域 の区域のうち、 示す区域 指定の区域 次の図面に示す区 次の図面に 急傾斜地の崩 急傾斜地の崩 現象の種類 原因となる自然 土砂災害の発生 壊 壊 次の図面のとおり 次の図面のとおり 規制に必要な衝撃 う建築物の構造の 防止するために行 土砂災害の発生を に関する事項

置 いて縦覧に供する。) (「次の図面」は、 省略し、 千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え

指定の解除に係る区域

壬

置いて縦覧に供する。 (「次の図面」 うち、 は、 省略し、 次の図面に示す区域 千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え

千葉県告示第三百四十二号

|五十七号)第九条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第 次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

		令和六年六月七日
	千葉県知事	
土砂災害の発生を	熊 谷 俊 人	

								1				
長南三五	長南三四	長南三三	長 百 三 二	長南三一	長南三〇	長南二九	長南二八	長南二七	長南二六	長南二五	区域の名称	
示す区域のうち、次の図面に長生郡長南町長南及び坂本	うち、次の図面に示す区域長生郡長南町長南の区域の	うち、次の図面に示す区域長生郡長南町長南の区域の	示す区域のうち、次の図面にの区域のうち、次の図面に		うち、次の図面に示す区域長生郡長南町長南の区域の	うち、次の図面に示す区域長生郡長南町長南の区域の	うち、次の図面に示す区域長生郡長南町長南の区域の	うち、次の図面に示す区域長生郡長南町長南の区域の	うち、次の図面に示す区域長生郡長南町長南の区域の	うち、次の図面に示す区域長生郡長南町長南の区域の	指定の区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	完 化 余 対 <i>の</i> 月 場	傾斜地の	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		土沙災害の発生
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	で の で で と よ	の図面のとお	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	関する事項制に必要な衝建築物の構造	古砂災害の発生を
		1		ı					ı		•	

令和6年6月7 日 (金曜日) いて縦覧に供する。 機関について次のとおり変更届があった。 千葉県公安委員会告示第21号 道路交通法(昭和35年法律第105号) (「次の図面」 令和6年6月7日 は、 省 公 略 Ĺ 安 千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え置 委 員 第108条の4第1項の規定による指定講習 会 告 示

千葉県公安委員会委員長 佐久間

運転者講習 通免許に係る初心 特定講習の種別 柏南自動車教習 严 指定講習機関の 住所 名 菸 変更前 変更に係る事項 変更後 変更前 1番塔 習町 柏市高柳2 栋 株式会社柏 アールドラ 南自動車教 .. 大 公 変更年月日 1月1日 令和4年 英 生

報

者の 代表

変更後 変更前

植士

雅次

有悪 15号

半一

三丁目9番 市港区磯路 大阪府大阪

告

₹*0*1

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請

公

第13945号 中間管理機構から農地を利用する権利 り裁定の申請があった。 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項後段の規定により、農地 (以下「利用権」 という。)の設定に関し次のとお

農林水産部農地・農村振興課に意見書を提出することができる。 なお、申請に係る農地の所有者等は、令和六年六月七日から六月二十一日まで、 千葉県

令和六年六月七日

千葉県知 事 熊 谷 俊 人

申請に係る農地の所在、 地番、 地目及び面 積

	" 五〇八	佐倉市鹿島干拓 五〇六	所 在 地
九番)八番) 六番	番
<i>II</i>	"	田	地目
七六〇平方メ	六二八平方メ	四六九平方メ	面
トル	ートや	ートシ	積

申請に係る農地の利用の現況

申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三

兀

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。

希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

令和六年十二月一日	利用権の始期
二十年	存続期間
一一三、二八〇円	借賃に相当する補償金の額

定 調 達 公 告

特

ある。 この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する

令和6年6月7日

変更後

千葉県知事

滤

炒

鋄

 \succ

[掲載順序]

所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の 氏名及び住所 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

第2号 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 千葉一丁目4番3号 市場町1番1号 ①税トータルシステム運用保守業務委託 ③令和6年4月1日 ⑤70,379,100円 ④株式会社日立製作所千葉支店 | 洪 ⑥随意契約 ②千葉県総務部税務課 ⑧地方公共団体の物品等 第11条第1項 千葉市中央区新 千葉市中央区

₹*0* 2

C 格 タルシステム改修業務委託(エルタックス(電子申告)対象税目拡大対応)

令和6年6月7日(金曜日)	<u> </u>	県 報	第13945号
令和 6 年 6 月 7 日 (金曜日)	王 葉	での4 ①税トータルシステム改修業務委託(エルタックス(共通納税)速報取込末 ②千葉県総務部税務課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和6年4月1日日立製作所千葉支店 千葉市中央区新千葉一丁目4番3号 ⑤39,8316随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める条第1項第2号	式会社日立製作所干集支店 干集市中央区新干集一丁目4番3号 ⑤54,90円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を第11条第1項第2号 2の3
		() 一式 () 株式会社 () 000円 () 000円	, 945,00 例を定める政令 に係る保守延長 ③令和6年4月 1号 ⑤55, 調達手続の特例

,	 第13945号	千	葉	県	報	令和6年6月7日(金曜日))
購読料							
本号							
一 部							
四二円							
円							
発							
行 購							
購読申込先							
先 千葉							
心先 千葉市中央区市場町一番一号							
区市場							
町 一 悉							
号							
千 〇							
<u>四</u> 三							
(二 葉							
11) 1							
· ○四三 (二二三) 二六五八 県							
八							<u> </u>
							1